

国立大学法人電気通信大学「うちわ」広告掲載細則

平成25年 2月26日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学印刷物等広告掲載規程第4条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学以下（以下「本学」という。）がオープンキャンパスにおいて配布のために作成するうちわに掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置及び規格)

第2条 広告はうちわの裏面に掲載し、表面は本学の指定する情報を記載するものとする。

(うちわの規格)

第3条 うちわのサイズは、レギュラーサイズとする。

2 うちわの骨組みは、再生プラスチックまたは木材とする。

(掲載料)

第4条 広告の掲載料は、うちわの作成にかかる費用全額とする。

2 広告主と合意がある場合は、広告主の負担により作成したうちわの納入をもって掲載料に代えることができる。

附 則

この規程は、平成25年2月26日から施行する。